

2月16日(水)

本年度第29回(通算2575回)12時30分～ 釧路プリンスホテル

『会員卓話 私の職業パート2』

担当/プログラム委員会

☆お客様と来訪ロータリアン

☆メイクアップ

1月8日	泰地浩幸君	釧路北RAC
1月29日	中嶋嘉昭君	全国RYLA研究実行委員会
2月12日	中嶋嘉昭君・高橋貢君・百枝信二君・坂入信行君 石井東洋彦君	会員増強セミナー

☆出席報告【会員総数65名 免除11名 出席計算に用いた会員数65名】

2月2日 出席及びメークアップ数 41名 出席率 63.1%

☆ニコニコ献金(今年度累計 487,000円)

- ・長内先生今晚は宜しくお願い致します 三原克也君
- ・平田さん本日はたっぷりお願い致します 三原克也君
- ・平田さん今日は25分きっちりをお願い致します 泰地浩幸君
- ・平田さん本日は宜しくお願い致します 石井東洋彦君
- ・結婚30年経ってしまいました 大友 淳君
- ・大友淳ちゃん結婚30年おめでとうございます 高橋 貢君
- ・ご無沙汰しております 徳山淳一君

☆会長挨拶

皆さんこんにちは。

先週岩見沢市内の小中学校の児童、生徒が、給食が原因による食中毒の症状を訴えたという記事が大きく載っていました。岩見沢市内の学校給食共同調理所で作られたメニューが原因とのことですが、保健所が感染源特定のため検査を行っているところです。サルモネラ菌が検出されたということですが、サルモネラ菌は生や加熱不良の食肉や、卵料理などが多く、食肉、卵などを扱った器具、手指はその都度洗浄消毒をしなければなりません。食中毒には多くの種類と、その原因が必ずありますが、食中毒防止のための基本は正しい手洗いにあります。学校からあるいは外出から帰ってきた子供に、母親がはじめに声をかけるのは、お帰りの後に「手を洗いなさいよ」・・・でした。手洗いが親の衛生教育だったのだなと当時のことを思い出します。

☆幹事報告

①本日回覧しているものを報告します。

- ・(財)ロータリー米山記念賞学会様より広報紙ハイライトよねやま
- ・厚岸RC様より会報
- ・先週も回覧致しましたが、次年度手帳のご予約のご案内です。

②釧路ベイRCより女性の会員様にひな祭り例会のご案内が届いておりましたが、日時の変更となりました。後日ご案内致します。



☆平田康典君
『私の職業』

最近の医療環境の変化をDVDにてご紹介させていただきます。

10年前と今では入院事情は大きく変化しています。平均入院日数は平成8年から平成21年の13年間で約2週間、32.8日から18.4日となっています。※厚生労働省「病院報告」

一方、入院一日あたりの自己負担費用は高くなっています。平成8年から平成19年の11年間で9,500円から20,100円と約2倍になっています。※生命保険文化センター「生活保障に関する調査」

それでは治療方法はどのようにでしょうか? 医療技術の進歩により、治療方法は多様化しています。医薬品の進歩により入院患者のうち手術を受けるのは約3割にとどまっています。※厚生労働省「患者調査」

例えばがんはどうでしょうか? 日本人の3人に1人の死因と言われているがんですが、がんに罹患しても4割強の方は手術以外の治療を行っています。同じ疾病でも治療方法の選択肢は複数あります。最先端のがん治療に重粒子線治療という先進医療もあります。しかし、医療保険制度の給付対象外のため全額自己負担となり技術料は約302万と高額です。くつまりいままでの入院日額いくらか手術給付金が付加されている保険では十分とは言えなくな

ってきているのです。そこで、明治安田生命は入院中の公的医療保険制度の給付対象となる入院中の治療費(診療報酬点数により決まります)にあわせて給付する保険を開発しました。

また、先進医療の技術に係る費用を給付する特約を付加することが出来ます。それが医療費リンクシリーズ、「ライフアカウントLA」と「明目のみかた」「元気のみかた」です。
2. 22年ぶりに生命保険料控除制度が改正されます。現行制度は一般の生命保険料控除で所得税5万円、住民税3.5万と個人年金保険料控除で所得税5万、住民税3.5万という制度でしたが、新制度の概要は一般の生命保険料控除で所得税4万円、住民税2.8万と介護医療保険料控除で所得税4万、住民税2.8万と個人年金保険料控除で所得税4万、住民税2.8万と合計所得税が10万から12万、住民税が7万となる予定です。

なお、個人年金保険料控除の利用率は16%と低く販売に携わるものとして反省しております。

最後に、平成23年度税制改正大綱では相続税が増税の方向で検討が行われています。相続税対策としても生命保険の活用方法があります。

■贈与税の速算表■

(改正後については、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産にかかる贈与税の税率構造)

課税価格	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%		10%	
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円		
400万円超 600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	50%	225万円	40%	195万円
1,500万円超 3,000万円以下			45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下			50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円



22年ぶりに生命保険料控除制度が改正されます!

- 生命保険料控除制度は、社会保障制度を補完する遺族・医療・介護・老後(年金)保障といった商品に対応する、新たな制度に改正されることとなりました。新制度は、2012年分の所得税(住民税については2013年分)から適用されます。
- 生命保険に加入される場合は、生命保険料控除制度を十分にご理解いただいたうえでご加入いただくことも重要です。今後、制度の詳細等が確定した時点で、改めて私たちMYライフプランアドバイザーがご説明させていただきます。

生命保険料控除制度改正について、担当のMYライフプランアドバイザーが、随時情報をご提供いたします。

●制度改正までのスケジュール

